

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます

1 求職受付手数料

取扱職業のうち、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合の求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 660円

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1か月間に3件を超える場合は、1か月につき3件に相当する額を限度とします。

2 求職者手数料

求職の申込みが、芸能家、モデルの職業の場合、並びに本紹介所の紹介により就職したときの年収が700万円を超え、又はこれに相当する額の賃金を超える経営管理職、科学技術者及び熟練技能者のいずれかである場合は、当該求職者から、就職後から6か月以内の間に限り、当該雇用期間内における賃金の100分の10.3に相当する額を求職者から申し受けます。

3 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円 手数料負担者は、求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の25% 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の25% 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動一日当たり 10,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の25% 手数料負担者は、求人者 とします。
就職を容易にするために求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の25% 手数料負担者は、求人者又は関係雇用主 とします。

4 常用目的雇用紹介にかかる手数料

求人者と求職者の間に、有期雇用契約を締結し、その契約の終了後引き続き両当事者間に期間の定めのない雇用契約(以下、「常用雇用」という。)が締結されるものであるときは、上記手数料表によらず、当該有期雇用の期間中に支払われる賃金の100分の10に相当する額を、常用雇用当初から1年以内に支払われる賃金の100分の30に相当する額をそれぞれ求人者から申し受けます。

上記手数料に消費税は含まれていません。

許可番号 07-ユ-300144

事業所の名称及び所在地 ふくしまだけの転職市場
福島県郡山市虎丸町9-16